

人生という試合で最も重要なのは
休憩時間の得点である。



発行：読売センターメディア局　よみっこ編集局 代表責任者：一本杉裕史 〒193-0942 東京都八王子市鷺田町586-3 電話（042）668-8030 yomikko99@gmail.com <https://yomikko.wixsite.com/website>



行政書士 清水栄さん
月3回無料相談会開催中
予約はお電話かHPにて
042-657-5016
090-3875-3484
<http://sakae-k.com>

042-657-5016

042-657-5016

090-3875-3484
<http://sakaekt.co>

<http://sakaekt.com>

シリーズ 終活

おふたりさまの終活5つのポイント

前編

今回は「おふたりさまの終活5つのポイント」についてお話しします。ここでのおふたりさまはお子様がいらっしゃらない「夫婦おふたり様」の事です。お子様がいないご夫婦の場合は終活で「必ず行っておいた方がよいこと」がいくつあります。

そのあと問題になるのは相続財産を分けるための遺産分割協議書の作成です。お子様がいらっしゃしやらない夫A様がご逝去された場合、相続人は奥様だけではあります。夫A様の兄弟姉妹が相続人となります（もし、夫A様のご両親がご健在な場合はご両親が相続人になります）。法定相続の割合は妻4分の3、兄弟姉妹4分の1ですが相続財産を全て明らかにして遺産分割協議書を作成しないとなりません。義理の兄弟姉妹と付き合いがないなど、または認知症になつていたらスマートには進みません。しかし、公正証書遺言を作つておき、

「全て配偶者に相続する」としておけば兄弟姉妹との相談は不要となります。

そんな時はお住いの町ごとに「八王子市高齢者あんしん相談センター」がありますので、まずは相談してください。そこでは65歳以上の方のようろず相談に乗ってくれます。「夫が認知症のようで暴力的、ご自分がぼんやりしてしまうことが多い、認知症になる前に専門家と契約したい、叔父が独居だが認知症が進んでいて心配」など、さまざま相談をすることができます。おひとりで抱え込まないで、まず相談しましょう。こういったところから清水のような専門家につながることも多いのです。

入る時はどうする?
高齢になり、ご自宅での暮らしが難しくなった時、様々な施設を利用する選択肢があります。入居のための保証人は甥姪（特に姪）様がお手伝いすることが多いです。その場合、報酬を目的にせず、お手伝いしてくださる方がほとんどですが、感謝の気持ちを忘れないようにします。遺言書などでも財産分与を行うことも大切です。親族ではなく、専門家に依頼することも可能です。その

今日のクイズ?

連想片一八

- ①硬くて形はさまざま
 - ②どの家にもないと困るもの
 - ③外出時はカバンに入れる
 - ④玄関やロッカーにある

■2月の無料相談会は2月13日(木)、18日(火)、28日(金)です。ご予約はお早めに。

場合、任意後見契約を行うまたは、保佐、補助などの法定後見制度をすることもできます。焦らないように余裕をもつて準備しましよう。（後編）



普段ほとんど乗らない京王線に乗車したらこんな車両があり驚いた。京王ライナーとして使用するときは座席を乗務員室から自動転換できるらしい。写真は優先座席。一般座席は、乗客が多くて撮影できませんでした。
(みなみ野 Nさん)